(1) 平	成24	年 5 月 1			<b>翟</b> 日		宮	城	県		公	報					第235	5号
平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限〇宮城県告示第四百二十三号	告 示	○教育委員会定例会の開催	○開発行為に関する工事の完了	る協定	○土地改良区の定款変更の認可	○土地改良区役員の就任及び退任の届出	○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧○漁場計画の決定	○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	○児童福祉法に基づく指定章害児通所支援事業者の指定基づく身体障害者療護施設に準ずる施設)の一部改正	弔	○平成八年宮城県告示第五百六十二号(非常勤職員公務災害補償等条例に	基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正	○平戎四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に ● 一 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	E	∃ 欠		宮切児公報	
例に基づく補償基礎額の最低限		六	(建築宅地課) 六	(情報システム課)	( 同) 四	(北部地方振興事務所)  三	( 同 ) 三		(章書福祉課)		<ul><li>( 同 ) 一</li></ul>	(職員厚生課)	例 に	ページ		宮城! 本町 電話	城 ;部私学 県仙台で 三丁目 8 022(21	行 県 文書課) 5青葉区 3番1号 1)2267 躍日発行)
表常時介護を要する状態の項	平成二十四年五月十一日	部を次のように改正し、平成二年成八年宮城県告示第五百六	○宮城県告示第四百二十四号	七十歳以上	六十五歳以上七十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十歳以上五十五歳未満	四十五歳以上五十歳未満	四十歳以上四十五歳未満	三十五歳以上四十歳未満	三十歳以上三十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十歳未満	年 齢 階 層	表を次のように改める。	平成二十四年五月十一日 度額及び最高限度額)の一部を
を要する状態の項中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に、宮城県知事 村 井 嘉		を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。平成八年宮城県告示第五百六十二号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額)		三、九五〇円	三、九五〇円	四、六〇二円	五、七五七円	六、五五一円	六、九〇三円	六、九二五円	六、六四七円	六、二〇八円	五、六四八円	五、〇二八円	四、六一三円	最低限度額	宮城県知事	十一日の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。
万四千二百九十円」に、「五万六千ず 村 井 嘉 浩		<b>&gt;条例に基づく介護補償の額)の一</b>		一二、九五四円	一五、二四七円	一九、〇九〇円	二三、〇五二円	二四、五五一円	二三、五二四円	二一、六八五円	一八、四九八円	一五、九四四円	一三、〇九〇円	一二、九五四円	一二、九五四円	最 高 限 度 額	, 村 募 浴	

2355号	平成24年5	月11日 金曜	日	宮	城	県	公		報	武 1			1.7		<u> </u>	(
定第30号	定第29号	定第21号	) F	· 小赤番号	〇 四 五 一 五	事業		平成二十	する。	所支援事業者として次のとおり指定したので、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四日(1947年1月19月1日)	)宮城県后に育		に準ずる施設)	平成八年宮城県告示第五百	) 冨城県にに毎日回し 1 1月	七百二十日」を
		定置漁業	漁業種類			所 番 号		平成二十四年五月十		(昭和二十二			平成二十四年五月十一日ずる施設)の一部を次の	城県告示第	育五十円」.	を ヨフ ディ
		定置漁業	漁業の名称		大崎市三	所 事 本 新 の		<u>一</u> 日		として次のとおり指定したので、同(昭和二十二年法律第百六十四号)			一日次のように改正し、	平成八年宮城県告示第五百六十三号		ヨファヨア百円」 い
1月1日から 12月31日まで	3月1日から 翌年1月31 まで	5月1日から 翌年2月末日 で	漁業の時期	治	大崎市三本木字西沢	名称及び				同う				(非常勤	「二万八千三百六十円」	いごみ 同君院
	Ξ	946		許の	サ ー ビ ス 等	支援の種類	宮城			同法第二十一条の五		宮城	平成二十四年四月一日	貝公務災害	」を「二	単く記を
牡鹿郡女川町江 島地先	牡鹿郡女川町江 島恋島地先	石巻市雄勝町2 振八景島地先	漁場の位置	لح س	デ イ	所	宮城県知事			一条の五の二十		宮城県知事	月一日から	職員公務災害補償等条例に基	を「二万八千三百円」	同妻阪馬介護を要する壮態の項中
		名 次載 「正下イウ		容た	大崎誠心会人	設置者名	村 井					村 井	から適用する。	に基づく	円」に改める	
次の基点甲から点ア,イ,ウ及び基点甲の各. よって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町江島北防波堤基部標柱 ア 基点甲から 349度30分 580メー	次の基点甲から点ア,イ,ウ よって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町江島恋 ア 基点甲から 242度 イ 基点甲から 218度 ウ 基点甲から 180度30	ア イ ウの各点を順次に結んだ線によって囲ま 石巻市雄勝町名振八景島小田曲岩(ウス根) 基点甲から 28度52分05秒 50メートルの点 基点甲から 293度56分14秒 518メートルの点 基点甲から 314度31分39秒 535メートルの点		50 X	五平 月成 一二 日十	指定年月	嘉			·四第一号の規定により告示項に規定する指定障害児通		嘉浩		づく身体障害者療護施設	る。	ヨアニキニ 食七十 P」
ア,イ,ウ 威 川町江島北 349度302		の各点を順 勝町名振八 28度52 293度56 314度31	漁 場	NH.	四 年 ———————————————————————————————————	Ê				り 害児通				護施設		-1 
及び基点甲 防波堤基剖 分 58	び 速	次に結んた 守島小田 行05参 日田 行14参 50 行14参 50 539参 50	T T	事	定置	平成二	べき事項、	漁業法	○宮城県告		事		平成二	ビス事業者	○宮城県告	
1の各点を川 6標柱 0メートル		11部第によって 11部では、111では、1110では、1110では、1110では、1110では、1110では、1110では、1110では、1110では、1110000000000	域		漁業権の免	— 十 四 年 王 月 十 一 日		(昭和二十		一五〇〇三八二	業 所 番					
各点を順次に結んだ線に 柱 イートルの点	)各点を順次に結んだ線に <sup>算柱</sup> メートルの点 0メートルの点 0メートルの点	(囲まれた区域 2) 0点 の点 の点			許 の 内 容 な	月 十 一 日		四年法律第	示第四百二十八号		号	-		(平成十七	示第四百二十七号	=
					業権の免許の内容たるべき事項及び地元地区		申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。	昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、		ー - - 七 あ ん く れ - い - - - - - - - - - - - - -	所在地の名称及び		1 2 7 0	として欠のとおり指定したので、立支援法(平成十七年法律第百一		三十王者北一
宮城県漁業調整規 則第56条 による 標識を設置するこ と。ただし光達距	宮城県漁業調整規 則 第56条 による 標識を設置するこ と。ただし光達距 離は3キロメート #4は3キロメート	宮城県漁業調整規 則 第56条 による 標識を設置するこ と。ただし光達距 離は3キロメート 離は3キロメート		→ をわ∆ 的⊪	頃及び地元		九地区を次	こ号) 第十		七 日 る 町 十		-		日二十三号		
1111111111111111111111111111111111111					次	宮城県知事	のとおり宣	一条第一面		生活介護	ービスの種類	宮城県知事	- - - -	) 第二十五		
	女川町	石巻市雄勝町	ì	年 王 王	いのとおり	·	止めた。	虫の規定に		の動特	類祉 サ		ター 	れ一号の現		
				<u></u>		村井				のち晴れくもり う話	設置者名	村井		司去第五十一条第一号の現定こより吉示する。一十三号)第二十九条第一項に規定する指定障守		
		免許の日から平成 25年 8 月31日 ま で	存続期			嘉		定置漁業権の内容たる		五平 月 二 十 四 年	指定年月	嘉		として欠のとおり省起したので、司去第五十一条第一号の規定こより吉示する。立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サ		
		。 平 坂 ま	2	H		浩		内容たス		上 一 年	月日	浩		福 社 サ 1		

(3) 平成	24年!	5月	11日	金曜	日	5	宮	城	県		公	郣	ž			第2355号	Ļ
〇宮城県告示第四百三十号	阿部 成幸	地	ī 春	石巻市長渡浜根組二十七番	発起人の住所及び氏名	届		平成二十四年五月十一日	五月十一日から	があっこりで、司令帝互条専三頁り見定補償法(昭和二十七年法律第二十八号)	損害等補償法施行令	○宮城県告示第四百二十九号	三 申請期間 平成二十四年五月	二 免許予定日 平成二十四年八月	定第39号	定第38号	
(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、第四百三十号		×	地島加入		加 入 区 第一項の 名 の 名	- 出			十四年五月二十五	第百十二条第			五月十一日から同年七月二日まで	十八月十四日	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	
八条第十六項の規定によ			宮城県漁業協同組合		合の名称 一項の申出をする漁業協同 「「新作用」の 「新作用」 「新作用 「新作用」 「新作用 「新作用 「新作用 「新作用 「新作用 「新作用 「新作用 「新作用	項	官攻県矢哥		一法	<b>ニヨ)告示し、当亥禹出こ系る旨定</b> 一項の規定による同意を求めるため			二日まで		石巻市網地浜栗 ケ崎地先 地沢栗 た し 、 、	石卷市長渡浜地 次 先 基	
6り、荒川堰土地改良区		網地島支所	] 上 ] 〕 〕	コンショーフ まで 許え エンまで 許え いっ	ļ t	縦 覧 場 祈	<b>井</b> 募	五百	「しんえまたが現言言え	当亥畐出こ系な旨定魚沿周書とる同意を求めるための事前届出	漁船損				次の点ア,イ,ウ,エ,アの名点を た区域 基点甲石巻市網地浜栗ヶ崎標柱 ア基点甲から 241度 イ基点甲から 203度 ウ基点甲から 188度30分 エ基点甲から 213度30分	次の点ア,イ,ウ,アの各点を順 域 基点甲 石巻市長渡浜横根標柱 ア 基点甲から 147度 イ 基点甲から 181度45分 ウ 基点甲から 203度40分	イ 基点甲から 10度 ウ 基点甲から 47度
成二十四年四月	成二十四年四月一	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月一日	就任年月日	前任した者			平成二十四年五月十	役員の就任及び退任について、	アの各点を順次に結んだ線によって囲ま ヶ崎標柱 1,400メートルの点 度 450メートルの点 度 230分 700メートルの点 度30分 1,700メートルの点	の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 横根標柱 17度 250メートルの点 11度45分 1.815メートルの点 13度40分 1.640メートルの点	1,450メートルの点 1,570メートルの点
川運	俣 日 出	髙橋 信 夫	齋藤豊	菅 原 正 彦	遠 藤 悦 次	大場光彦	萩 原 俊 二	相原昌昭	氏名				<u>一</u> 日	いて、次のとおり届出があった。	って囲まれ 回線56条による 想識を設置するこ た。ただし光達晤 雑は3キロメート た以上とする。	囲まれた区 回線県漁業調整規 即第56条による 標識を設置するこ と。ただし光達距 離は3キロメート ル以上とする。	離は3キロ ル以上とす
村大衡字枛木百三十	加美郡色麻町四竈字東原六十一番	也三大崎市三本木音無字阿弥陀二十四	黒川郡大衡村駒場字下横前十六番地	大崎市三本木斉田字屋敷三十九番地	加美郡色麻町一の関字原屋敷一番	大崎市三本木坂本字太子堂十二番	地川郡大衡村大衡字萱刈場六十一	加美郡色麻町大字下新町五十一番	住		所長吉田祐	宫城県北部地方振興事務所		あった。	にこれで、 ですが、ないです。 そろる達! 。 「声」、	精調整規 石巻市に限による (旧柱鹿町に限 当するに る。) パ光達明 る。)	
監	監	番監事	地 理 事	地 理 事	迎 理 事	地 理 事	番 理 事	地 理 事	役職名		和幸						

第23	55 <sup>1</sup>	1. 7	平成	244	年 5	月1	1日	2	宦曜	日	宮		城		県	1	公	報								(4)
一入札に付する事項		平成二十四年五月十一日	○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、	1/2	14			平成二十四年五月十一日	地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。	なお、この認可があったことを知	条第二項の規定により、平成二十四年五月一日認可した。	加美郡西部土地改良区の定款変更について、土地改良法	○宮城県告示第四百三十一号		平成二十四年三月三十一日細	平成二十四年三月三十一日小	平成二十四年三月三十一日高	平成二十四年三月三十一日和	平成二十四年三月三十一日	平成二十四年三月三十一日遠	-	平成二十四年三月三十一日一大	平成二十四年三月三十一日	平成二十四年三月三十一日相	退任年月日	二退任した者
				싇					日の訴えを提	言った日の翌日	[年五月一日認	~について、土			川 運 一	( 日 出 男	橋 信 夫	泉次郎	原 正 彦	藤悦		場 光 彦	原 俊 二	原 昌 昭	氏 名	
	宮城県知事 村 井 嘉		次のとおり一般競争入札に付す。			所長吉田祐	宫城県北部地方振興事務所		起することができる。	この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台	可した。	地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十			地黑川郡大衡村大衡字枛木百三十八番	加美郡色麻町四竃字東原六十一番地	地三地三本木音無字阿弥陀二十匹番	黒川郡大衡村駒場字欠下一番地三	一一市市三本本斉田字屋敷三十九番地	加美郡色麻町一の関字原屋敷一番地		大崎市三本木坂本字太子堂十二番地	地川郡大衡村大衡字萱刘場六十一番	加美郡色麻町大字下新町五十一番地	住	
	浩					幸				として仙台		号)第三十			監事	監事	監事	理 事	理 事	理事		理 事	理 事	理事	役職名	
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行	れかに該当するときは、入札に参加することはできない。	10 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず	<b>9</b> ISO/IEC <b>27001</b> を取得していること。	運用保守業務契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績を有すること。	8 過去五年間に、国及び地方公共団体に対して、接続拠点数が二百箇所以上の基幹ネットワーク	を受けていない者であること。	7 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置	生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。	更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更	従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく	開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお	6 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続	なされなかった者とみなす。	の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを			5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始をしていない者であること。		4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条によと。	3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であるこ	<b>2</b> 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。	ること。	<ol> <li>1 ・ ・ ・</li></ol>	二 入礼こ参加する皆こと要な資格こ題する事頁 4 履行場所 宮城県行政庁舎(宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号)他	委託期間 平成二十	2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。1 調達案件及び数量 みやぎハイパーウェブ保守監視業務 一式

(5)	平成24年5月11 四 山 オ						金	[曜]	]		宮		城		県		公		報								第2	355	号	
きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約におけ	されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続	は認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供	⊖ 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によって	1 電子調達システムの利用	四入札書の提出場所等	二十四年六月四日(月)午後五時までに提出すること。	○-八五七○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話○二二-二一一-三三三五)へ平成	等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八	宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達	三 入札参加資格申請場所及び提出期限	引したり、又は不当に利用していると認められるとき。	(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取	していると認められるとき。	四 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有	又は関与していると認められるとき。	等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、	下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人	⇒ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以	者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。	わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係	「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関	り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下	□ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図	団員が経営に事実上参加していると認められるとき。	いう。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力	力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」と	び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴	店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及	↔ 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支	為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。	札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二条の規定による。	2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入	1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。	六 その他	2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者	1 二に定める資格を有しない者	五 入札に参加することができない者	室	() 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎六階震災復興・企画部会議	↔ 日時 平成二十四年六月二十日(水)午前十時	6 開札の日時及び場所	ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。	ىكى°	(■) 郵送により入札書を提出する場合は、○の日時までに配達証明付書留郵便にて到達するこ	<ol> <li>場所 2</li> <li>に同じ</li> </ol>	⊖ 日時 平成二十四年六月十九日(火)午後五時まで	5 入札書の提出期限及び場所	の審査を受けなければならない。	入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格	4 一般競爭入札参加資格審查	平成二十四年五月二十二日(火)午後五時まで	3 入札説明書の交付期限	二-二一-二四七五)	宮城県震災復興・企画部情報システム課ネットワーク管理班(担当 佐々木 茂幸 電話〇二	〒九八〇-八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号	に問い合わせ先	2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並び	かじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。	□ 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあら	る相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

第2355号	平)	成24	年 5	月1	1日		宦曜	日	宮		城		県		公		報											(6)
○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工	Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022- 211-2475	Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi	6 Contact Person : Shigeyuki Sasaki, Network Maintenance Section, Information System	Meeting Room	building, 6" Floor, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department	5 Place and Time of Bid Selection : June 20, 2012, 10 a.m., Miyagi Prefectural Office	4 Deadline to Submit Bid : June 19, 2012, 5 p.m.	3 Place of Delivery : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai and other locations	2 Duration of Contract : July 1, 2012 to January 31, 2014	1 Item (s) Service (s) Required : Inspection and maintenance of Miyagi Hyper Web	Summary	六 概要	11 詳細は入札説明書による。	10 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。	は、契約書の定めにより契約を解除する。	うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったとき	令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行	9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行	8 契約書作成の要否 要	7 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無 無	を落札者とする。		わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。	するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問	額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)と	5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する	求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。	4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に
	宮城県牧育庁窓務果窓務班(電舌つニニーニーー=ニハーニ)仙台市青葉区本町三丁目八番一号	、 問い合わせ先 · ·	2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。	行います。	1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して	五 傍聴手続	土人	四傍聴者の定員	1 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について	三 事 件	二 場 所 教育委員会会議室	一 日 時 平成二十四年五月十六日 午後一時三十分	委員長 勅使瓦 正 樹	宮城県教育委員会	平成二十四年五月十一日	なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。	り、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定によ	○宮城県教育委員会告示第十四号	教育委員会		朱式会社みつず	二  開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)     仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号	地域の名称 百十三及び二十七番百二十一	一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる 塩竈市新浜町二丁目二十七番二十一、二十七番	宮城県知事 村 井 嘉 浩	平成二十四年五月十一日	区)に係る開発行為は、その工事を完了した。